

社会福祉法人平川市社会福祉協議会  
平賀居宅介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 平川市社会福祉協議会が開設する平川市社会福祉協議会居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく居宅介護事業、重度訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障害者に対し、適正な居宅介護及び重度訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は次に掲げるものとする。

- (1) 事業の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活に必要な援助を行なうものとする。
- (2) 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又は、その家族に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように、説明を行うものとする。
- (3) 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して適切な相談及び助言を行うものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人 平川市社会福祉協議会 平賀居宅介護事業所  
社会福祉法人 平川市社会福祉協議会 平賀居宅介護事業所 碓ヶ関
- (2) 所在地 青森県平川市柏木町藤山16番地1  
(平川市役所第2庁舎内)  
青森県平川市碓ヶ関三笠山120番地1  
(平川市碓ヶ関地域福祉センター内)

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上（うち1名以上はサービス提供責任者と兼務）  
サービス提供責任者は、事業の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行う。また、サービス提供責任者も利用者へのサービス提供を行うこととする。

(3) 訪問介護員等 2.5名以上

訪問介護員等は、居宅介護及び重度訪問介護の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。

(2) 営業時間は、午前8時から午後4時45分までとする。

(主たる対象者)

第6条 主たる対象者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、いわゆる難病患者とする。

(居宅介護の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、原則サービスに要した費用の1割の支払いを受けるものとする。

(1) 居宅介護計画作成

(2) 身体介護

(3) 家事援助

(4) 外出時における介護

(5) 生活等に係わる相談・助言、その他居宅介護に関わること

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 事業を提供した際は、利用者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない事業を提供した際は、利用者から障害者総合支援法（以下「法」という。）第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は徴収しないものとする。

4 有償運送に係る代金は、別途、移送実費負担表により徴収するものとする。

5 公共の交通機関を利用した場合の交通費は、利用者の自己負担となるものとする。

6 前項の費用の額に係るサービス提供にあたっては、あらかじめ利用者またはその家族に対して提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、重要事項説明書（兼）契約書に同意した旨、署名を受けるものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、利用者及びその家族の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けた時は、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規程により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者総合支援法施行令第17条第1項に規定する負担額上限額、又は同令第21条第1項に規定する高額障害福祉サー

ビス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認のうえ、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、平川市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条 利用者がサービスを利用する上で、健全な介護サービスの運営のための禁止事項について、次のような行為に該当した場合、サービスの利用を停止するものとする。

- (1) 政治活動、選挙活動、宗教活動、及び勧誘、またはこれに類似する行為
- (2) 健全な交流を妨害する行為
- (3) わいせつな内容、表現、及び誘発させる行為
- (4) 法令や公序良俗に反する行為
- (5) その他、当事業所が不適切と判断する行為

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 従業者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る相談支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行う。

- 2 従業者は、防火管理者の指示に従い、年 2 回行う消防訓練実施計画による消火、通報、避難の訓練に参加し、普段からの災害緊急時に対応する体制を整え、利用者の保護に当たらなければならない。そのための設備機器の点検を行う。

(苦情解決)

第 14 条 提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第 15 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」、その他の関係法令等を遵守し適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業所は他の障害福祉サービス事業者に対して、利用者等及び家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待防止等のため、「障害者・高齢者虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針」にしたがって、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

(身体拘束等について)

第 17 条 事業所は、事業の提供に当たっては、「障害者・高齢者虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針」にしたがって利用者等の生命又は身体を保護する緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行ってはならないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録しなければならないものとする。

(衛生管理等)

第 18 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね 1 回以上開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント等について)

第 20 条 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 21 条 従業者の資質向上のために、次の研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年 1 回以上
- 2 従業者であった者が、正当な理由が無くその業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 3 勤務体制の確保
    - (1) 事業所は、利用者に対し適切な事業を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めることとし、勤務表の作成、勤務時間、職務の内容等を明確にするものとする。
    - (2) 事業所は、当該指定居宅介護事業所の従業者によって、事業を提供するものとする。
- 4 記録の整備
    - (1) 事業所は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録、居宅介護計画書、介護記録、市町村への通知に係る記録等を整備するものとする。

(2) 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、事業を提供した日から最低5年間保存するものとする。

5 この規程に定めのない事項のほか、この事業所の運営に関する事項は社会福祉法人平川市社会福祉協議会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則	この規程は、平成20年	4月	1日	から施行する。
附 則	平成21年	4月	1日	一部改正 (第4条)
附 則	平成21年	7月	1日	一部改正 (第4条)
附 則	平成22年	4月	1日	一部改正 (第4条)
附 則	平成23年	4月	1日	一部改正 (第4条)
附 則	平成25年	4月	1日	一部改正 (第4条)
附 則	平成26年	4月	1日	一部改正 (第4条)
附 則	平成28年	4月	1日	一部改正 (第4条)
附 則	平成28年	10月	1日	一部改正 (第3条、第4条 第6条)
附 則	平成29年	4月	1日	一部改正 (第4条)
附 則	令和 3年	7月	1日	一部改正 (第2条・第4条・ 第5条・第8条・第9条 第10条・第11条・第12条 第13条・第14条・第15条 第16条・第17条・第18条)
附 則	令和 4年	4月	1日	一部改正 (第4条・第18条)
附 則	令和 4年	9月	26日	一部改正 (第3条)
附 則	令和 5年	4月	1日	一部改正 (第4条)
附 則	令和 5年	7月	1日	一部改正 (第4条・第6条)
附 則	令和 5年	11月	6日	一部改正 (第3条・第16条 第17条)
附 則	令和 6年	4月	1日	一部改正 (第4条・第18条 第19条・第20条)
附 則	令和 6年	10月	1日	一部改正 (第20条・第21条)